

申込に関するQ & A

① 受験地・申込書について

No.	質 問	回 答
1	個人の実務経験資格・期間について、試験本部に電話で問い合わせてもよいでしょうか？	電話・メールによる、個別の受験資格に関するお問い合わせはお受けしていません。ご提出いただいた受験申込書類により審査させていただきます。業務内容・実務経験期間・従事日数をご自身でよくお確かめの上、証明書の依頼・申込をしてください。
2	県外の派遣会社に登録し、長野県内の介護施設に介護士として派遣され勤務しています。受験地はどこになりますか。	受験資格に該当する 業務を行っている県が受験地 になりますので、この場合の受験地は長野県になります。ただし、実務経験証明書は派遣元の会社の代表者が作成することになります。
3	申込後、転居予定です。申込書の住所はどうしたらよいでしょうか。	申込書には申込時点での住所を記入し、受験票（様式1の2）の表には転居後の住所を記入してください。申込書に付箋を貼り「〇月〇日転居予定」と書いておいてください。なお、転居後に「申込書記載事項変更届」（P41・様式8）と 新住所の住民票 を提出してください。（巻末の宛名ラベル使用）
4	申込書は消せるペン（フリクション等）は不可ですか？	不可です。申込書は永年保存しますので、必ず黒ペン・ボールペンで記入してください。
5	申込書（申込者が記入）を間違えた場合、訂正印はいりますか？	二重線を引いて、訂正・削除していただければ訂正印は不要です。修正テープでの訂正は不可です。
6	申込書類を封筒に入れ郵送する際に、折れないようにクリアファイルに入れた方がよいでしょうか。	重量が増えると、郵送料金が増す場合がありますので、クリアファイルに入れず、申込書の間に添付書類を挟んで郵送してください。
7	申込書類を県社協に持ち込んでもよいでしょうか。	持ち込みは受け取れません。 必ず簡易書留 で郵送してください。
8	申込書を簡易書留でなく、普通郵便で送ってしまいました。	簡易書留以外のものは受付できません。書類を返送しますので、改めて簡易書留で郵送してください。その場合も、締め切りは6/30（月）（消印有効）になりますのでご注意ください。
9	写真が、指定のサイズより小さいものしかありません。	試験当日の受験生の本人確認がスムーズに行われるように、パスポートのサイズ（横3.5×縦4.5cm）を指定しています。 写っている 顔の大きさ は 縦3.2～3.6cm のものに限ります。（P25参照） 指定サイズ以外は再提出をお願いします。
10	現在無職の場合、申込書の勤務先名称・所在地・それぞれのコードはどうしたらよいでしょうか。	勤務先名称は□無職に✓をしてください。勤務先コードは22を記入。 勤務地所在地は空欄にし、勤務地コードは 現住所のコード を記入してください。（P29参照）

② 実務経験について

※いずれの受験資格においても、要援護者に対する直接的な対人援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが必要です。必ず別紙A・B（P9～11）にてご確認ください。

1	受験申込にあたり、これまでの実務経験すべての証明書が必要ですか。	受験資格を満たす範囲（通算 5 年かつ900日以上）の実務経験を証明していただければ結構です。 （例：勤務先が3カ所あるが、2カ所目だけで5年かつ900日あれば、2カ所目の勤務先の証明書だけでよい。）	<参考> 実務経験期間・従事日数の例 
2	3カ所の事業所から実務経験を証明してもらいましたが、実務経験期間が1カ月未満を切り捨ててあるので4年11カ月になってしまいました。日数は900日以上ありますが、受験できませんか。	実務経験期間で1カ月未満切り捨てになった日数が、合計して30日あれば1カ月とみなします。よって、3カ所の端数を合計して30日以上あれば5年とみなされ受験できます。（P23 ⑮参照） ※端数を切り捨てて、期間が足りなそうな場合は、証明者に実務経験期間の（備考）欄に、切り捨てた日数を記入してもらうよう依頼してください。	<参考> 端数の合計の例 
3	6月30日現在、実務経験期間が1カ月足りないため、実務経験証明書を（見込）で提出した場合、その後はどうしたらよいですか。	証明日の時点で、受験資格（通算5年かつ900日以上）を満たしていない場合は（見込）になります。 見込期間は、最長で試験日の前日令和7年10月11日（土）まで算入できます。その場合、（見込）にして申込み、1カ月後条件を満たした時点で再度、確定済の実務経験証明書（見込に（見込）をしない）を提出する必要があります。 なお、令和7年10月22日（水）<消印有効>までに提出が無い場合、審査・試験は無効になります。	
4	時短勤務・夜勤の従事日数の取り扱いはどうなりますか？	1日の勤務が短い場合でも1日、夜勤は2日勤務したものとします。	
5	同一期間に、2カ所の事業所で介護福祉士として勤務していますが、従事期間・日数の取り扱いはどうなりますか。	同一の期間に複数の事業所で勤務している場合は、重複している 期間⇒合計できない。日数⇒合計できる。 1日に2カ所で勤務している場合は、1日としてしか算入できません。 場合により「従事日数内訳書」が必要になります。（1カ所で期間は足りるが、日数が足りない等）	<参考> 同一期間の重複勤務について  従事日数内訳書 
6	社会福祉士・介護福祉士として、サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホームで勤務していました。実務経験として該当しますか。	・サービス付き高齢者向け住宅 →「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている事業所（事業所番号がある）での業務は該当します。指定を受けていない事業所は該当しません。 ・住宅型有料老人ホーム→該当しません。	
7	介護福祉士として、サービス付き高齢者住宅（特定施設入居者生活介護の指定なし）で勤務していますが、併設する訪問介護事業所（指定あり）の職員を兼務している場合は実務経験として該当しますか。	サービス付き高齢者住宅（特定施設入居者生活介護の指定なし）での勤務は実務経験期間に該当しませんが、併設する訪問介護事業所（指定あり）で実際に介護業務に従事していたことが証明されれば、従事期間・日数は該当になります。	

8	A 20介護福祉士として、老人デイサービスで生活相談員として勤務しています。現場では身体介護もしていますが、実務経験として該当しますか。	日常的に、身体介護の業務を兼務している場合、客観的資料（業務報告書等）によりこれを証明できれば、実務経験として該当します。 （この場合職種名は生活相談員 兼 介護職員、実務経験コードはA 20介護福祉士） 相談業務にのみ従事している場合は介護福祉士の資格に基づく業務とはいえない為、該当しません。 （社会福祉士及び介護福祉士法の第二条第2項参照） 無資格の場合、通所介護（P11別紙B該当無）での生活相談員は該当しません。
9	A 19社会福祉士として、行政の福祉関係部署で事務職員をしています。実務経験として該当しますか。 ＜参考＞ 社会福祉士の業務内容 	事務職員は該当しません。 ※市役所・町村役場、市町村社会福祉協議会は、部署名を記入してください。 （例）地域包括支援センターに、社会福祉士として配置されていれば、職員の配置基準として社会福祉士が明記されているので該当します。 （例）市役所・町村役場→地域包括支援センター・保健所・〇〇課（福祉事務所）等 市町村社会福祉協議会→地域福祉課 等 事務職員で相談援助業務を兼務し、実務経験証明書だけで内容を確認できない場合は、資格に基づく業務を客観的に確認できる書類の追加を求めます。 （例：業務報告書・相談記録・職員配置図・事業概要・業務分掌等） （社会福祉士及び介護福祉士法の第二条参照）
（その他 実務経験非該当の例） A 02薬剤師）製薬会社での研究業務、営業業務・薬局での薬の販売のみ A 04保健師）市役所で介護保険の認定調査員 A 06看護師）看護学校での教職員 A 18栄養士）献立作成と調理のみ A 19社会福祉士）・介護業務のみ（介護職員）・福祉用具専門相談員 A 20介護福祉士）・訪問介護士の生活援助（買い物・洗濯・掃除等）・事業所の管理者で、従業員の管理のみ ・病院の看護助手としてベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務 ・透析治療や血圧測定補助などの医療業務補助業務		

③ 実務経験証明書について

1	実務経験証明書の証明を、郵送で依頼するのですが、折ってもよいでしょうか。	折っていただいて結構です。 その際「実務経験証明書の記入方法」（P26～27）をコピーし、資格取得・登録年月日を記入して同封してください。実務経験期間の開始日は資格登録日以降になります。
2	以前勤務していた事業所に実務経験証明書を郵送して証明してもらうのですが、氏名は自分で記入してよいでしょうか。	申込者が自署した場合は無効となりますので、すべてを証明者に記入してもらうよう依頼してください。 その際「実務経験証明書の記入方法」（P26～27）をコピーし、資格取得・登録年月日を記入して同封してください。実務経験期間の開始日は資格登録日以降になります。
3	実務経験証明書の証明を依頼したのですが、6月30日までに間に合いません。申込書だけ先に送付して、実務経験証明書は後で送付してもよいでしょうか？	必要書類を全て揃え、令和7年6月30日（消印有効）までに、簡易書留で郵送してください。証明には時間がかかりますので、日程に余裕をもって依頼してください。

4	以前に長野県で受験したことがありますが、実務経験証明書は省略できますか。	平成30年(2018年)度以降 に長野県で受験票の交付を受けた方のみ省略可能です。必ず「実務経験証明書」受理済申出書(P35様式4)を提出してください。 平成29年度以前に受験した方は「実務経験証明書」(P33様式3)を提出してください。
5	以前に長野県で試験を受けたのですが、何年か分かりません。	ケアマネ試験本部にお問い合わせください(TEL026-226-2000) 平成30年度(2018年)以降に受験票を交付されている方は、審査が終わっていますので「実務経験証明書」受理済申出書(P35様式4)を提出してください。 ※証明の簡略化のため、令和7年度の実務経験証明書は不可です。
6	令和3年に受験し、不合格通知がありますが、現在姓が変更しています。	令和3年の不合格通知を様式4に貼り、姓の変更の経過が分かる 戸籍抄本の原本 (交付後3カ月以内)を添付してください。
7	令和2年に受験しましたが、受験票も不合格通知も紛失してしまいました。実務経験証明書の省略は出来ますか。	「実務経験証明書」受理済申出書(P35様式4)の受験票貼り付け欄に直近の 受験年度と受験番号 を記入してください。 受験年度・受験番号が不明な場合は☑不明と記入してください。
8	平成30年以降に受験していますが、受験票も合否通知もありません。様式4は提出するのでしょうか。	「実務経験証明書」受理済申出書(P35様式4)は必要書類になりますので、受験票・合否通知がなくても受験した年度と受験番号を記入して提出してください。 受験年度と受験番号が不明の場合は☑不明と記入してください。
9	令和5年に書いてもらった実務経験証明書が手元にあります。今年これを提出してもよいでしょうか？	今年度以外の様式は提出できません。 令和7年度の書式で、証明日が令和7年5月23日～令和7年6月30日のものに限りです。
10	個人で開業しています。実務経験証明書の他に必要な書類はありますか。 ※ <u>申込者の氏名・施設の名称・開設地・開業日</u> が確認できる書類。	証明者と申込者が同一の場合は、本人が記入した実務経験証明書(P33様式3)と併せて以下の書類を提出してください。 <保健所等が発行> ・開業許可書 ・開設届出書 ・業務委託契約書 等 <保健所長が証明> ・開設確認願(P43様式9の1) ・出張のみによる施設業務開設確認願(様式9の2) <県知事・市町村長が発行> 事業所指定通知書の写し
11	勤務していた事業所が廃業してしまったために、実務経験証明書を証明してもらえません。	引継ぎ先で証明できるか相談してみてください。 証明できない場合は①と②を提出してください。 ①申込者本人が記入した実務経験証明書(様式3)。証明書作成者欄を申込者の名前にし、事業所名・期間等分かる範囲の記入で結構です。 ②実務経験期間が 客観的に証明できる書類 を提出してください。 <年金記録> ・年金手帳の写し ・年金記録照会回答書 <雇用保険> ・雇用保険受給資格証 ・資格取得届出確認照会回答書 ・雇用契約書 <その他> ・給与明細 ・過年度(令和6年以前)の実務経験証明書

④ 在職証明書について ❖❖❖❖❖❖❖❖

1	7月1日に退職します。在職証明書は必要ですか。	申込時点（令和7年5月23日～6月30日）で在職している場合は、在職証明書を提出してください。（場合により省略）
2	育児休業中ですが、在職証明書か住民票どちらが必要ですか。	勤務先に籍があるので、在職証明書を提出してください。（場合により省略）
3	在職証明書の省略はどのようなときに可能ですか。	実務経験証明書の <u>実務経験期間の（終了日）</u> が令和7年5月23日以降の場合、申込現在、長野県内で勤務していることが確認できるため、省略してください。

⑤ 資格証・登録証について ❖❖❖❖❖❖❖❖

1	婚姻により姓が変更になりましたが、登録証の姓の変更をしていません。	申込書と資格登録証（その他の提出書類も）の姓が異なっている場合は、 <u>旧姓の登録証の写し</u> と、その経過が分かる <u>戸籍抄本の原本</u> （交付後3カ月以内）を添付してください。
2	登録証を紛失し、現在再発行の手続き中で申込期日までに間に合いません。	再発行申請書 の写し等、再発行の手続きを行ったことが分かる証明書を添付してください。なお、試験は見込受験となりますので、登録証が届き次第写しを提出してください。 <u>令和7年10月22日（水）＜消印有効＞</u> までに提出が無い場合、審査・試験は無効になります。
3	看護師の資格証の裏に資格取得日の記載があります。コピーが必要ですか。	裏面に記載がある場合は、両面を <u>それぞれ片面2枚</u> にコピーし添付してください。
4	看護師の資格証はB4ですが、等倍でコピーすればよいですか。	他の書類と大きさを揃えるため、A4に縮小（82%）コピーしてください。

⑥ 受験料・研修について ❖❖❖❖❖❖❖❖

1	試験手数料を振込後、受験資格を満たしていないことが判明しました。申し込みはまだしていませんが、手数料は返金してもらえますか。	返金の要件に当てはまる場合（P31）のみ、返金が可能です。その際、必ずケアマネ試験本部まで電話連絡してください。（TEL026-226-2000）入金日等を確認の上、返金にかかる費用を差し引いた金額を返金します。 ※連絡がない場合、返金できないことがあります。
2	感染症に感染したため、欠席します。診断書があれば手数料は返金してもらえますか。	この場合返金はありません。返金の要件に当てはまる場合（P31）のみ、返金が可能です。欠席のご連絡は不要です。受験票は次年度必要になりますので大切に保管してください。
3	試験日以降に他県へ引っ越す予定があります。合格後の実務研修は引っ越し先の都道府県で受講することは可能でしょうか。	諸事情により長野県での実務研修の受講が困難な場合は、長野県介護支援課サービス係（TEL026-235-7121）までお問合せください。

⑦ 証明者からのお問い合わせ

1	受験申込者に在職証明書を依頼されましたが、実務経験証明書の終了日を令和7年5月31日にした場合、省略できますか？	終了日が令和7年5月23日以降の場合、省略できます。申込現在、 長野県内で勤務 していることが確認できるため、在職証明書は省略してください。 実務経験証明書の証明日が終了日より前の日付（この場合、5月31日より前）にならないようご注意ください。
2	実務経験証明書の訂正印は <u>証明書作成者の印</u> でよいでしょうか。	訂正する箇所には＝を引き、 代表者印 を押してください。 代表者印の訂正印が無い場合、申込者が訂正したものとし、実務経験証明書は無効となり再提出が必要となります。
3	事業所の指定日は更新していますが、最初に指定を受けた日付ですか？	県（市町村）から最初に指定を受けた日付を記入してください。
4	平成25年10月1日から通所介護に勤務し、同事業所がH28年4月1日に地域密着型通所介護に変わった場合、通算して証明していいですか？	事業所の指定日が変わりますので、それぞれに分けて記入してください。（例：平成25年10月1日～平成28年3月31日と平成28年4月1日～平成30年9月30日の2段に分ける） 地域密着型通所介護の指定日は平成28年4月1日以降になります。
5	同法人内で、事業所を3カ所移動しています。すべての証明が必要ですか？	5年かつ900日を満たす範囲の証明で結構です。この場合、開始日がアイウ以外になっても構いません。
6	看護師として病院で現在も勤務し、20年以上勤務している場合、すべての期間・日数が必要ですか？	5年かつ900日を満たす範囲で結構です。 例：令和2年6月1日～令和7年5月31日で5年0カ月なので、この期間の従事日数が900日以上あれば、この期間の日数を証明してください。この場合在職証明書も省略してください。
7	左端の「古い→新しい」はどういう意味ですか？	同法人内で、事業所を何カ所か移動している場合、上から古い順に書いてください。移動がない場合は、上の欄のみで結構です。
8	同時期に2カ所の事業所で兼務していた場合「従事日数内訳証明書」は必ず必要ですか？	兼務している期間があった場合でも、1カ所の事業所で要件を満たす場合は（5年かつ900日以上）、1カ所の証明だけで結構です。「従事日数内訳証明書」もいりません。（P46 ②－5 参照）
9	実務経験期間に、産休の期間は含めてよいのでしょうか。	育休の期間は含まれませんが、産休期間は算入できます。
10	個人のクリニックで、代表印が無いのですが。	公印がない場合は、役所等に書類を提出する際に使用する個人印を使用してください。
11	同事業所で、法人が合併して法人名が変わった場合は、どちらの法人名の証明になりますか。	現在の法人名で記入し、「〇年〇月〇日（旧法人）〇〇と合併」と記入してください。
12	現在勤務しているもので、実務経験期間が前の職場と合わせて5年かつ900日になる場合、証明日時点で何月何日に確定になるか分かりません。	申込者と相談し、前職の証明書を見て計算してください。不明な場合は、最長で10月11日（土）まで見込みで証明できますので、10月11日までにご確認ください。前職から計算し、確定する月日が早まりましたら、試験本部からご連絡させていただきます。
13	証明書の記入用のワードは、web上にありますか？	申込者が自書することがないよう、web上にアップロードしていません。